

## 意見募集を実施した際の省令案からの変更点

【案文】脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（案）に対する意見募集を実施した際からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容（下線部のとおり）	備考
1	第一条 この省令において使用する用語は、この省令に特段の定めのない限り、 <u>法</u> 、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）において使用する用語の例による。	この省令において使用する用語は、この省令に特段の定めのない限り、 <u>脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）</u> 、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）において使用する用語の例による。	技術的修正
2	第二条第三号 三 水素及び一酸化炭素又は水素及び二酸化炭素から合成した <u>気体</u>	三 水素及び一酸化炭素又は水素及び二酸化炭素から合成した <u>メタン</u>	技術的修正
3	第三条第一項 法第二条第一項の経済産業省令で定める要件は、水素については、水素の一キログラム当たりの製造に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量（その製造等に伴って二酸化炭素以外の温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）が排出される場合には、当該二酸化炭素の量に、当該二酸化炭素以外の温室効果ガスの量に当該温室効果ガスの地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第五項に規定する地球温暖化係数をいう。）を乗じて得た量を加えた量とする。以下同じ。）が三・四以下であることとする。	法第二条第一項の経済産業省令で定める要件は、水素については、水素の一キログラム当たりの製造に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量（その製造等に伴って二酸化炭素以外の温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）が排出される場合には、当該二酸化炭素の量に、当該二酸化炭素以外の温室効果ガスの量に当該温室効果ガスの地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第五項に規定する地球温暖化係数をいう。）を乗じて得た量を加えた量とする。以下同じ。）が三・四以下であることとする。	技術的修正
4	第三条第四項第二号 二 前項第二号から第四号に該当すること。この場合において、「合成燃料」とあるのは、「合成メタン」と読み替えるものとする。	二 前項第二号から第四号 <u>まで</u> に該当すること。この場合において、「合成燃料」とある	技術的修正

		のは、「合成メタン」と読み替えるものとする。	
5	<p>第四条柱書</p> <p>法第七条第五項第五号口の経済産業省令で定める期間は、次の各号の<u>掲げる</u>期間とする。</p>	<p>法第七条第五項第五号口の経済産業省令で定める期間は、次の各号に<u>掲げる</u>期間とする。</p>	技術的修正
6	<p>第四条第二号</p> <p>法第十条第一号口の助成金の交付を受ける場合にあつては、<u>当該助成金</u>を使用して整備した供給等施設を取得した日から起算して十年</p>	<p>法第十条第一号口の助成金の交付を受ける場合にあつては、<u>当該助成金</u>を使用して整備した供給等施設を取得した日から起算して十年</p>	技術的修正
7	<p>第六条第二項</p> <p>この場合において<u>は</u>、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。</p>	<p>この場合において、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。</p>	技術的修正
8	<p>第八条第二項</p> <p>2 前項の<u>変更明細書</u>には、第五条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあった部分について記載しなければならない。</p>	<p>前項に<u>規定する</u>変更明細書には、第五条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあった部分について記載しなければならない。</p>	技術的修正
9	<p>第十条 法第十五条の規定により製造の開始を<u>届け出ようとする</u>承認製造者は、様式第五の高圧低炭素水素等ガス製造開始届書を、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 法第十五条の規定により製造の廃止を<u>届け出ようとする</u>特定製造期間における承認製造者は、様式第六の高圧低炭素水素等ガス製造廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	<p>第十条 法第十五条の規定により製造の開始の<u>届出をしようとする</u>承認製造者は、様式第五の高圧低炭素水素等ガス製造開始届書を、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 法第十五条の規定により製造の廃止の<u>届出をしようとする</u>特定製造期間における承認製造者は、様式第六の高圧低炭素水素等ガス製造廃止届書を、<u>経済産業大臣</u>に提出しなければならない。</p>	技術的修正
10	<p>第十二条 前条の規定は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、<u>同条中「経済産業大臣」</u>とあるのは「協会」と読み替えるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査に準用する。この場合において、同</p>	<p>第十二条 前条の規定は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う完成検査<u>について</u>準用する。この場合において、同条中「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、<u>「経済産業大臣」</u>とあるのは「協会」と読み替えるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査<u>について</u>準用する。この場合におい</p>	技術的修正

	<p>条中「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、<u>同条中「経済産業大臣」</u>とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。</p>	<p>て、同条中「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、<u>「経済産業大臣」</u>とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。</p>	
11	<p>第十七条第二項第二号          保安管理体制並びに<u>高圧低炭素水素等ガス製造保安統括者</u>(以下「保安統括者」という。)、<u>高圧低炭素水素等ガス製造保安技術管理者</u>(以下「保安技術管理者」という。)、<u>高圧低炭素水素等ガス製造保安係員</u>(以下「保安係員」という。)、<u>高圧低炭素水素等ガス製造保安主任者</u>(以下「保安主任者」という。)及び<u>高圧低炭素水素等ガス製造保安企画推進員</u>(以下「保安企画推進員」という。)の行うべき職務の範囲に関する事。</p>	<p>保安管理体制並びに<u>高圧ガス製造保安統括者</u>(以下「保安統括者」という。)、<u>高圧ガス製造保安技術管理者</u>(以下「保安技術管理者」という。)、<u>高圧ガス製造保安係員</u>(以下「保安係員」という。)、<u>高圧ガス製造保安主任者</u>(以下「保安主任者」という。)及び<u>高圧ガス製造保安企画推進員</u>(以下「保安企画推進員」という。)の行うべき職務の範囲に関する事。</p>	<p>技術的修正</p>
12	<p>第十七条第二項第十二号          危害予防規程の作成及び変更の<u>手続き</u>に関する事。</p>	<p>危害予防規程の作成及び変更の<u>手続</u>に関する事。</p>	<p>技術的修正</p>
13	<p>第十七条第六項          南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所を現に管理している特定製造期間における承認製造者は、当該指定があった日から六月以内に、<u>前項に規定する事項</u>の細目について、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項の規定により、経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	<p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所を現に管理している特定製造期間における承認製造者は、当該指定があった日から六月以内に、<u>前項各号に掲げる事項</u>の細目について、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項の規定により、経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	<p>技術的修正</p>
14	<p>第十七条第八項          日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所を現に管理してい</p>	<p>第十七条第八項          日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所を現に管理してい</p>	<p>技術的修正</p>

	<p>る特定製造期間における承認製造者は、当該指定があった日から六月以内に、<u>前項に規定する</u>事項の細目について、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項の規定により、経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	<p>る特定製造期間における承認製造者は、当該指定があった日から六月以内に、<u>前項各号に掲げる</u>事項の細目について、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項の規定により、経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	
15	<p>第十七条第九項第五号          充填容器等（圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。以下この号において同じ。）の事業所からの流出防止を図るための措置<u>並びに</u>流出した充填容器等の回収方針に関すること（当該事業所の所在地における津波浸水想定が一メートル（車両に固定した容器に係る事項にあっては、二メートル）を超える場合に限る。）</p>	<p>充填容器等（圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。以下この号において同じ。）の事業所からの流出防止を図るための措置<u>及び</u>流出した充填容器等の回収方針に関すること（当該事業所の所在地における津波浸水想定が一メートル（車両に固定した容器に係る事項にあっては、二メートル）を超える場合に限る。）</p>	<p>技術的修正</p>
16	<p>第十七条第十項          津波防災地域づくりに関する法律第八条第一項の規定による津波浸水想定の設定の際、当該想定が設定された区域内において高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所を現に管理している特定製造期間における承認製造者は、当該設定があった日から一年以内に、<u>前項に規定する</u>事項の細目について、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項の規定により、経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	<p>津波防災地域づくりに関する法律第八条第一項の規定による津波浸水想定の設定の際、当該想定が設定された区域内において高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所を現に管理している特定製造期間における承認製造者は、当該設定があった日から一年以内に、<u>前項各号に掲げる</u>事項の細目について、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項の規定により、経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	<p>技術的修正</p>
17	<p>第十八条第一項          法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第一項（第二号を除く。）の規定により、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第一項第一号に掲げる者（<u>次条から第三十二条まで、第三十四条及び第三十五条において「承認製造者」という。</u>）は、事業所ごとに、保安統括者一人を選任しなければならない。</p>	<p>法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第一項（第二号を除く。）の規定により、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第一項第一号に掲げる者（<u>次条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条において「特定製造期間における承認製造者」という。</u>）は、事業所ごとに、保安統括者一人を選任しなければならない。</p>	<p>技術的修正</p>
18	<p>第十九条第二項本文          法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第三項ただし書（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により、保安技術管理者を選任する必要のない場合は、<u>次の各号の一</u>に該当する場合とする。</p>	<p>法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第三項ただし書（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により、保安技術管理者を選任する必要のない場合は、<u>次の各号のいずれか</u>に該当する場合とする。</p>	<p>技術的修正</p>

19	<p>第二十条第一項 法第十六条第一項において準用する高压ガス保安法第二十七条の二第四項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の経済産業省令で定める製造のための施設の区分（以下「製造施設区分」という。）は、高压低炭素水素等ガスの製造施設とする。ただし、高压低炭素水素等ガスが二種類以上ある場合にあっては、その種類ごとに<u>一の製造施設区分</u>として扱うものとする。</p>	<p>法第十六条第一項において準用する高压ガス保安法第二十七条の二第四項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の経済産業省令で定める製造のための施設の区分（以下「製造施設区分」という。）は、高压低炭素水素等ガスの製造施設とする。ただし、高压低炭素水素等ガスが二種類以上ある場合にあっては、その種類ごとに<u>いずれかの製造施設区分</u>として扱うものとする。</p>	技術的修正
20	<p>第二十条第二項 法第十六条第一項において準用する高压ガス保安法第二十七条の二第四項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により、<u>承認製造者</u>は、<u>前項に規定する製造施設区分</u>ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者であって、次項に規定する高压ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安係員を選任しなければならない。この場合において、同一の製造施設区分に属する製造施設が同一の計器室で制御されない二以上の系列に形成されているとき又は一の製造施設につき従業員の交替制をとっているときは、当該製造施設については、当該系列ごとに、又は当該交替制のために編成された従業員の単位ごとに保安係員を選任しなければならない。</p>	<p>法第十六条第一項において準用する高压ガス保安法第二十七条の二第四項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により、<u>特定製造期間における承認製造者</u>は、<u>製造施設区分</u>ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者であって、次項に規定する高压ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安係員を選任しなければならない。この場合において、同一の製造施設区分に属する製造施設が同一の計器室で制御されない二以上の系列に形成されているとき、<u>又は一の製造施設につき従業員の交替制をとっているときは、</u>当該製造施設については、当該系列ごとに、又は当該交替制のために編成された従業員の単位ごとに保安係員を選任しなければならない。</p>	技術的修正
21	<p>第二十条第五項 第一項の規定にかかわらず、異なる製造施設区分に属する二以上の<u>製造施設とが</u>設備の配置等からみて一体として管理されるものとして設計されたものであり、かつ、同一の計器室において制御され適切な保安管理が行えるとき又は保安管理上これと同等以上であると経済産業大臣が認めたときは、当該製造施設は、同一の製造施設区分に属するものとみなす。</p>	<p>第一項の規定にかかわらず、異なる製造施設区分に属する二以上の<u>製造施設が</u>設備の配置等からみて一体として管理されるものとして設計されたものであり、かつ、同一の計器室において制御され適切な保安管理が行えるとき、<u>又は保安管理上これと同等以上であると</u>経済産業大臣が認めたときは、当該製造施設は、同一の製造施設区分に属するものとみなす。</p>	技術的修正
22	<p>第二十一条 法第十六条第一項において準用する高压ガス保安法第二十七条の二第五項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の</p>	<p>第二十一条 法第十六条第一項において準用する高压ガス保安法第二十七条の二第五項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の</p>	技術的修正

	<p>規定により届出をしようとする特定製造期間における承認製造者は、様式第十四の<b>高压低炭素水素等ガス保安統括者届書</b>に、保安統括者が当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者であることを証する書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあっては、当該書面又は写しの添付を省略することができる。</p> <p>2 法第十六条第一項において準用する高压ガス保安法第二十七条の二第六項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により届出をしようとする特定製造期間における承認製造者は、その年の前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間内にした保安技術管理者又は保安係員の選任<b>若しくは</b>解任について、当該期間終了後遅滞なく、様式第十五の<b>高压低炭素水素等ガス保安技術管理者等届書</b>に、当該保安技術管理者又は保安係員が交付を受けた製造保安責任者免状の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあっては、当該写しの添付を省略することができる。</p>	<p>規定により届出をしようとする特定製造期間における承認製造者は、様式第十四の<b>高压ガス保安統括者届書</b>に、保安統括者が当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者であることを証する書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあっては、当該書面又は写しの添付を省略することができる。</p> <p>2 法第十六条第一項において準用する高压ガス保安法第二十七条の二第六項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により届出をしようとする特定製造期間における承認製造者は、その年の前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間内にした保安技術管理者又は保安係員の選任<b>又は</b>解任について、当該期間終了後遅滞なく、様式第十五の<b>高压ガス保安技術管理者等届書</b>に、当該保安技術管理者又は保安係員が交付を受けた製造保安責任者免状の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあっては、当該写しの添付を省略することができる。</p>	
23	<p>第二十二条第二項</p> <p>法第十六条第一項において準用する高压ガス保安法第二十七条の二第七項の規定により、特定製造期間における承認製造者は、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員に、<b>前項の</b>第一回の講習を受けさせた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内に、それぞれ第二回の講習を受けさせなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。</p>	<p>法第十六条第一項において準用する高压ガス保安法第二十七条の二第七項の規定により、特定製造期間における承認製造者は、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員に、<b>前項に規定する</b>第一回の講習を受けさせた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内に、それぞれ第二回の講習を受けさせなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。</p>	技術的修正
24	<p>第二十二条第三項</p> <p>前二項の規定にかかわらず、特定製造期間における承認製造者は、保安係員若しくは保安主任者に選任した日に<b>前二項の</b>期間が経過している<b>場合</b>又は保安係員若しくは保安主任者に選任した日から<b>前二項の</b>期間が経過するまでの日の期間が六月未満の<b>場合</b>は、保</p>	<p>前二項の規定にかかわらず、特定製造期間における承認製造者は、保安係員若しくは保安主任者に選任した日に<b>前二項に規定する</b>期間が経過している<b>とき</b>、又は保安係員若しくは保安主任者に選任した日から<b>前二項に規定する</b>期間が経過するまでの日の期間が六</p>	技術的修正

	安係員又は保安主任者に選任した日から六月以内に講習を受けさせなければならない。	月未満の <u>とき</u> は、保安係員又は保安主任者に選任した日から六月以内に講習を受けさせなければならない。	
25	第二十三条第二項 法第十六条第一項において準用する高压ガス保安法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定める製造のための施設の区分は、 <b>第二十条第一項</b> によるものとする。	法第十六条第一項において準用する高压ガス保安法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定める製造のための施設の区分は、 <b>製造施設区分</b> によるものとする。	技術的修正
26	第二十三条第三項 法第十六条第一項において準用する高压ガス保安法第二十七条の三第一項の規定により、特定製造期間における承認製造者は、 <b>第二十条第一項に規定する製造施設区分</b> ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者であって、次項に規定する高压ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安主任者を選任しなければならない。	第二十三条第三項 法第十六条第一項において準用する高压ガス保安法第二十七条の三第一項の規定により、特定製造期間における承認製造者は、 <b>製造施設区分</b> ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者であって、次項に規定する高压ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安主任者を選任しなければならない。	技術的修正
27	第二十三条第六項 第二項の規定にかかわらず、 <b>第二十条第四項及び第五項</b> の規定は、保安主任者の選任に準用する。	第二項の規定にかかわらず、 <b>第二十条第五項</b> の規定は、保安主任者の選任に <u>係る製造施設区分について</u> 準用する。	技術的修正
28	第二十四条柱書 法第十六条第一項において準用する高压ガス保安法第二十七条の三第二項の経済産業省令で定める高压ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者は、次の <b>各号の一</b> に該当する者とする。	法第十六条第一項において準用する高压ガス保安法第二十七条の三第二項の経済産業省令で定める高压ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者は、次の <b>各号のいずれか</b> に該当する者とする。	技術的修正
29	第二十四条第五項 <b>学校教育法</b> による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学又は工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、高压ガスの製造に係る保安に関する業務に通算して七年以上従事した者	<b>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）</b> による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学又は工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、高压ガスの製造に係る保安に関する業務に通算して七年以上従事した者	技術的修正
30	第二十五条 法第十六条第一項において準用する高压ガス保安法第二十七条の三第三項において準	法第十六条第一項において準用する高压ガス保安法第二十七条の三第三項において準	技術的修正

	<p>用する法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第六項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により届出をしようとする特定製造期間における承認製造者は、その年の前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間内にした保安主任者又は保安企画推進員の選任若しくは解任について、当該期間終了後遅滞なく、様式第十六の<b>高圧低炭素水素等ガス保安主任者等届書</b>に、保安主任者にあつては交付を受けた製造保安責任者免状の写しを、保安企画推進員にあつては前条各号の一に該当する者であることを証する書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面又は写しの添付を省略することができる。</p>	<p>用する法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第六項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により届出をしようとする特定製造期間における承認製造者は、その年の前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間内にした保安主任者又は保安企画推進員の選任若しくは解任について、当該期間終了後遅滞なく、様式第十六の<b>高圧ガス保安主任者等届書</b>に、保安主任者にあつては交付を受けた製造保安責任者免状の写しを、保安企画推進員にあつては前条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面又は写しの添付を省略することができる。</p>	
31	<p>第二十六条第一項柱書 法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十三条第一項（<b>第二十七条の二</b>第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により、特定製造期間における承認製造者は、次の各号に掲げる者の代理者を選任するときは、当該各号に<b>掲げる</b>者のうちから選任しなければならない。</p>	<p>法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十三条第一項（<b>同法第二十七条の二</b>第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により、特定製造期間における承認製造者は、次の各号に掲げる者の代理者を選任するときは、当該各号に<b>定める</b>者のうちから選任しなければならない。</p>	技術的修正
32	<p>第二十六条第一項第五号 保安企画推進員の代理者 第二十四条<b>各号の一</b>に該当する者</p>	<p>保安企画推進員の代理者 第二十四条<b>各号のいずれか</b>に該当する者</p>	技術的修正
33	<p>第二十六条第二項 法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十三条第一項（<b>第二十七条の二</b>第一項第一号に係る部分に限る。）の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験は、保安技術管理者の代理者にあつては前項第二号に、保安係員の代理者にあつては前項第三号に、保安主任者の代理者にあつては前項第四号に掲げるものとする。</p>	<p>法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十三条第一項（<b>同法第二十七条の二</b>第一項第一号に係る部分に限る。）の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験は、保安技術管理者の代理者にあつては前項第二号に、保安係員の代理者にあつては前項第三号に、保安主任者の代理者にあつては前項第四号に掲げるものとする。</p>	技術的修正
34	<p>第二十六条第三項 法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十三条第三項において準用する法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第五項（同条第一</p>	<p>法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十三条第三項において準用する法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第五項（同条第一</p>	技術的修正

	<p>項第一号に係る部分に限る。)の規定により届出をしようとする特定製造期間における承認製造者は、様式第十七の<b>高圧低炭素水素等ガス保安統括者代理者届書</b>に、保安統括者の代理者であることを証する書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあっては、当該書面の添付を省略することができる。</p>	<p>項第一号に係る部分に限る。)の規定により届出をしようとする特定製造期間における承認製造者は、様式第十七の<b>高圧ガス保安統括者代理者届書</b>に、保安統括者の代理者であることを証する書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあっては、当該書面の添付を省略することができる。</p>	
35	<p>第二十七条第二項 法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項本文の経済産業大臣が行う保安検査は、一年（経済産業大臣が定める施設（高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所以外の事業所である場合にあつては一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項の経済産業大臣が定める施設をいい、高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所である場合にあつてはコンビナート等保安規則第三十四条第二項の経済産業大臣が定める<b>施設間</b>をいう。）にあつては、経済産業大臣が定める期間（高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所以外の事業所である場合にあつては一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項の経済産業大臣が定める期間をいい、高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所である場合にあつてはコンビナート等保安規則第三十四条第二項の経済産業大臣が定める期間をいう。))に一回受けなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受けることが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回受けなければならない。</p>	<p>法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項本文の経済産業大臣が行う保安検査は、一年（経済産業大臣が定める施設（高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所以外の事業所である場合にあつては一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項の経済産業大臣が定める施設をいい、高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所である場合にあつてはコンビナート等保安規則第三十四条第二項の経済産業大臣が定める<b>施設</b>をいう。）にあつては、経済産業大臣が定める期間（高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所以外の事業所である場合にあつては一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項の経済産業大臣が定める期間をいい、高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所である場合にあつてはコンビナート等保安規則第三十四条第二項の経済産業大臣が定める期間をいう。))に一回受けなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受けることが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回受けなければならない。</p>	<p>技術的修正</p>

36	<p>第二十八条第一項 法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法<b>第三十五条第一項ただし書</b>の経済産業省令で定めるものは、<b>前条第一項に規定する製造施設</b>とする。</p>	<p>法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法<b>第三十五条第一項第一号</b>の経済産業省令で定めるものは、<b>特定施設</b>とする。</p>	<p>技術的修正</p>
37	<p>第二十八条第二項 前条第二項及び第四項から第六項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第六項までの規定中「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法<b>第三十五条第一項ただし書</b>」と、同条第二項中「経済産業大臣が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項中「経済産業大臣に提出」とあるのは「協会に提出」と、同条第六項中「経済産業大臣」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。</p>	<p>前条第二項及び第四項から第六項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第六項までの規定中「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法<b>第三十五条第一項第一号</b>」と、同条第二項中「経済産業大臣が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項中「経済産業大臣に提出」とあるのは「協会に提出」と、同条第六項中「経済産業大臣」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。</p>	<p>技術的修正</p>
38	<p>第二十八条第四項 前条第二項及び第四項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に<b>準用する</b>。この場合において、同条第二項及び第四項から第六項までの規定中「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「経済産業大臣が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項中「経済産業大臣に提出」とあるのは「指定保安検査機関に提出」と、同条第六項中「経済産業大臣」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。</p>	<p>前条第二項及び第四項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に<b>ついて準用する</b>。この場合において、同条第二項及び第四項から第六項までの規定中「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「経済産業大臣が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項中「経済産業大臣に提出」とあるのは「指定保安検査機関に提出」と、同条第六項中「経済産業大臣」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。</p>	<p>技術的修正</p>
39	<p>法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法<b>第三十五条の二の規定により、同条の自主検査は</b>、ガス設備が高圧ガス保安法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年（経済産業大臣が定める設備（高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規</p>	<p>法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法<b>第三十五条の二の自主検査は</b>、ガス設備が高圧ガス保安法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年（経済産業大臣が定める設備（高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項</p>	<p>技術的修正</p>

	<p>則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所以外の事業所である場合にあつては一般高圧ガス保安規則第八十三条第三項の経済産業大臣が定める設備をいい、高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所である場合にあつてはコンビナート等保安規則第三十八条第三項の経済産業大臣が定める設備をいう。)にあつては、経済産業大臣が定める期間(高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所以外の事業所である場合にあつては一般高圧ガス保安規則第八十三条第三項の経済産業大臣が定める期間をいい、高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所である場合にあつてはコンビナート等保安規則第三十八条第三項の経済産業大臣が定める期間をいう。))に一回以上行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回以上行わなければならない。</p>	<p>第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所以外の事業所である場合にあつては一般高圧ガス保安規則第八十三条第三項の経済産業大臣が定める設備をいい、高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所である場合にあつてはコンビナート等保安規則第三十八条第三項の経済産業大臣が定める設備をいう。)にあつては、経済産業大臣が定める期間(高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所以外の事業所である場合にあつては一般高圧ガス保安規則第八十三条第三項の経済産業大臣が定める期間をいい、高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所である場合にあつてはコンビナート等保安規則第三十八条第三項の経済産業大臣が定める期間をいう。))に一回以上行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回以上行わなければならない。</p>	
40	<p>第三十一条第四項 法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条の二の規定により、特定製造期間における承認製造者(第十九条第二項の規定により保安統括者を選任する必要のない者を除く。)は、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条の二の自主検査を行うときは、その選任した保安係員に当該自主検査の実施について監督を行わせなければならない。</p>	<p>法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条の二の規定により、特定製造期間における承認製造者(高圧低炭素水素等ガスのうち圧縮水素を製造する者であつて、第十八条第二項各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める者を除く。)は、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条の二の自主検査を行うときは、その選任した保安係員に当該自主検査の実施について監督を行わせなければならない。</p>	技術的修正
41	第三十二条第一項		技術的修正

	<p>法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。<u>以下同じ。</u>）により記録することにより作成し、保存することができる。</p>	<p>法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p>	
42	<p>第三十三条 法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第六十条第一項の規定により、特定製造期間における承認製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、<u>同表第一項及び第二項</u>に掲げる場合にあっては記載の日から二年間、同表<u>第三項</u>に掲げる場合にあっては記載の日から十年間保存しなければならない。</p>	<p>法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第六十条第一項の規定により、特定製造期間における承認製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、<u>同表第一号及び第二号</u>に掲げる場合にあっては記載の日から二年間、同表<u>第三号</u>に掲げる場合にあっては記載の日から十年間保存しなければならない。</p>	技術的修正
43	<p>第三十三条 表第三項下段 異常があった年月日及び<u>それ</u>に対してとった措置</p>	<p>異常があった年月日及び<u>これ</u>に対してとった措置</p>	技術的修正
44	<p>第三十六条第二項 <u>前項</u>の変更明細書には、第三十四条各号に掲げる事項のうち、変更のあった部分について記載しなければならない。</p>	<p><u>前項に規定する</u>変更明細書には、第三十四条各号に掲げる事項のうち、変更のあった部分について記載しなければならない。</p>	技術的修正
45	<p>第三十七条 (<u>特定製造期間</u>における承認貯蔵所に係る軽微な変更の工事の届出) 第三十七条 法第十九条第二項の規定により届出をしようとする<u>特定製造期間</u>における承認貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第二十八の承認貯蔵所軽微変更届書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(<u>特定貯蔵期間</u>における承認貯蔵所に係る軽微な変更の工事の届出) 第三十七条 法第十九条第二項の規定により届出をしようとする<u>特定貯蔵期間</u>における承認貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第二十八の承認貯蔵所軽微変更届書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	技術的修正
46	<p>第三十九条第一項 法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文の規定により、承認貯蔵所について経済産業大臣が行う完成検査を受けようとする特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者<u>若しくは</u>占有者は、様式第三十一の承認貯蔵所完成</p>	<p>法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文の規定により、承認貯蔵所について経済産業大臣が行う完成検査を受けようとする特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者<u>又は</u>占有者は、様式第三十一の承認貯蔵所完成検査</p>	技術的修正

	検査申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。	申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。	
47	<p>第四十条第一項</p> <p>前条の規定は、協会が行う完成検査に<u>準用する</u>。この場合において、同条中「法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、<u>同条中「経済産業大臣」</u>とあるのは「協会」と読み替えるものとする。</p>	<p>前条の規定は、協会が行う完成検査について<u>準用する</u>。この場合において、同条中「法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、<u>「経済産業大臣」</u>とあるのは「協会」と読み替えるものとする。</p>	技術的修正
48	<p>第四十条第二項</p> <p>法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号の規定により、協会が行う完成検査を受けた旨を届け出ようとする特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者<u>若しくは</u>占有者は、様式第三十三の高圧ガス保安協会完成検査受検届書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	<p>法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号の規定により、協会が行う完成検査を受けた旨を届け出ようとする特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者<u>又は</u>占有者は、様式第三十三の高圧ガス保安協会完成検査受検届書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	技術的修正
49	<p>第四十条第三項</p> <p>前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査に<u>準用する</u>。この場合において、同条中「法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、<u>同条中「経済産業大臣」</u>とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。</p>	<p>前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査について<u>準用する</u>。この場合において、同条中「法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、<u>「経済産業大臣」</u>とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。</p>	技術的修正
50	<p>第四十条第四項</p> <p>法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を届け出ようとする特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者<u>若しくは</u>占有者は、様式第三十四の指定完成検査機関完成検査受検届書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	<p>法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を届け出ようとする特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者<u>又は</u>占有者は、様式第三十四の指定完成検査機関完成検査受検届書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	技術的修正
51	<p>第四十二条第一項</p> <p>法第二十一条において準用する高圧ガス保安法<u>第二十条第四項規定</u>により、協会が同項</p>	<p>法第二十一条において準用する高圧ガス保安法<u>第二十条第四項の規定</u>により、協会が同項の報告をしようとするときは、様式第三十</p>	技術的修正

	<p>の報告をしようとするときは、様式第三十五の完成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	<p>五の完成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	
52	<p>第四十四条 法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第六十条第一項の規定により、特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者<b>若しくは</b>占有者は、貯蔵所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表<b>第一項</b>に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表<b>第二項</b>に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。</p>	<p>法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第六十条第一項の規定により、特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者<b>又は</b>占有者は、貯蔵所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表<b>第一号</b>に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表<b>第二号</b>に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。</p>	<p>技術的修正</p>
53	<p>第四十四条表上段 <b>一</b> 高圧低炭素水素等ガスを容器により授受した場合  <b>二</b> 承認貯蔵所に異常があつた場合</p>	<p><b>1</b> 高圧低炭素水素等ガスを容器により授受した場合  <b>2</b> 承認貯蔵所に異常があつた場合</p>	<p>技術的修正</p>
54	<p>第四十七条 経済産業大臣は、<b>法第二十四条第一項の規定により、同項各号に掲げる場合</b>には、その承認、認定等の処分を受け、又は届出をした承認製造者の名称及びその事業所の名称及び所在地、承認貯蔵所の所有者若しくは占有者の名称及び当該承認貯蔵所の名称及び所在地若しくは認定供給等事業者の名称並びにその処分をし、又は届出を受理した年月日のほか、次条に規定する事項その他参考となる事項について、当該事業所若しくは承認貯蔵所の所在地（移動式製造設備を使用する承認製造者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）又は輸入する高圧低炭素水素等ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事（当該事業所、承認貯蔵所又は陸揚地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所、承認貯蔵所又は陸揚地に係る事務が脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令（令和六年政</p>	<p>第四十七条 経済産業大臣は、<b>法第二十四条第一項各号に掲げる場合</b>には、その承認、認定等の処分を受け、又は届出をした承認製造者の名称及びその事業所の名称及び所在地、承認貯蔵所の所有者若しくは占有者の名称及び当該承認貯蔵所の名称及び所在地若しくは認定供給等事業者の名称並びにその処分をし、又は届出を受理した年月日のほか、次条に規定する事項その他参考となる事項について、当該事業所若しくは承認貯蔵所の所在地（移動式製造設備を使用する承認製造者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）又は輸入する高圧低炭素水素等ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事（当該事業所、承認貯蔵所又は陸揚地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所、承認貯蔵所又は陸揚地に係る事務が脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令（令和六年政令第 号第三百</p>	<p>技術的修正</p>

	令第 号第三百十四号) 第二項に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所若しくは承認貯蔵所の所在地又は陸揚地を管轄する指定都市の長) に文書をもって通知するものとする。	十四号) 第二項に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所若しくは承認貯蔵所の所在地又は陸揚地を管轄する指定都市の長) に文書をもって通知するものとする。	
55	第四十九条表中段 法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の承認、法第十五条若しくは <b>法第二十条</b> の規定による届出又は法第二十三条の規定による承認の取消し	法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の承認、法第十五条若しくは <b>第二十条</b> の規定による届出又は法第二十三条の規定による承認の取消し	技術的修正
56	(身分を示す <b>証票</b> ) 第五十三条 法第三十八条第三項(経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長が公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認め、 <u>同条第一項による立入検査</u> を行う場合に限る。)の規定により経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長がその職員に携帯させる <b>証票</b> は、様式第四十一によるものとする。ただし、都道府県知事又は指定都市の長がその職員に携帯させる <b>証票</b> にあつては、経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年経済産業省令第七十七号)別記様式による立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の法令の条項の欄に、その規定を記載した場合は、当該証明書を様式第四十一の <b>証票</b> とみなす。	(身分を示す <b>証明書</b> ) 第五十三条 法第三十八条第三項(経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長が公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認め、 <u>同条第一項の規定による立入検査</u> を行う場合に限る。)の規定により経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長がその職員に携帯させる <b>証明書</b> は、様式第四十一によるものとする。ただし、都道府県知事又は指定都市の長がその職員に携帯させる <b>証明書</b> にあつては、経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年経済産業省令第七十七号)別記様式による立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の法令の条項の欄に、その規定を記載した場合は、当該証明書を様式第四十一の <b>証明書</b> とみなす。	技術的修正
57	様式第二、第二十六、第三十一 <b>事業所(本社)</b> 所在地	<b>事務所(本社)</b> 所在地	技術的修正
58	様式第三、第二十七 二以上の変更の <b>許可</b> 申請	二以上の変更の <b>承認</b> 申請	技術的修正
59	様式第八 第 11 条関係	第 11 条、 <b>第 12 条</b> 関係	技術的修正
60	様式第八 備考 4 ( ) 内は該当する一機関名を記載すればよい。	4 [ ] 内は該当する一機関名を記載すればよい。	技術的修正
61	様式第九 <b>事務所</b> 所在地	<b>事業所</b> 所在地	技術的修正
62	様式第十 <b>第 11 条</b> 関係	<b>第 12 条</b> 関係	技術的修正

63	様式第十一、第十二 検査をした <u>施設</u> 及びその所在地	検査をした <u>製造施設</u> 及びその所在地	技術的修正
64	様式第十八 備考 2 ×印の項は記載しないこと。	備考 2 <u>適用する高圧ガス保安法第8条第1号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。</u> 3 ×印の項は記載しないこと。	技術的修正
65	様式第十九 備考 4 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の <u>保安検査に係る保安検査証の交付年月日</u> の欄に、( )を設け、休止期間を記載すること。	4 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の <u>保安検査の年月日</u> の欄に、( )を設け、休止期間を記載すること。	技術的修正
66	様式第十九～二十四 備考 <u>第26条第4項</u> により当該検査を <u>受け又は自ら行った</u> とみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること	<u>第27条第4項</u> により当該検査を <u>受けた</u> とみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること	技術的修正
67	様式第十九、第二十一～第二十四 <u>第26条第2項ただし書</u> の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受ける場合はその旨	<u>第27条第2項ただし書</u> の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受ける場合はその旨	技術的修正
68	様式第二十 指定 <u>完成</u> 検査機関名	指定 <u>保安</u> 検査機関名	技術的修正
69	様式第二十五、第二十七、第二十九、第三十 名称	名称 <u>(貯蔵所の名称を含む。)</u>	技術的修正
70	様式第二十八、第三十三～第三十六 名称 <u>(事業所の名称を含む。)</u>	名称 <u>(貯蔵所の名称を含む。)</u>	技術的修正
71	様式第三十一～第三十四 <u>事業所</u> 所在地	<u>貯蔵所</u> 所在地	技術的修正
72	様式第三十三～第三十六 検査を受けた <u>貯蔵所</u>	検査を受けた <u>貯蔵設備</u>	技術的修正
73	様式第三十四 <u>完成検査検査証</u> の検査番号	<u>完成検査証</u> の検査番号	技術的修正